

別記第11号様式（第16条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第20号許可
令和4年4月13日

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
有限会社 タナベ
氏名 代表取締役 田邊 宏 様

更別村長 西山



令和4年4月11日付をもって申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理最終処分の別	収集・運搬
範囲	取扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品等 伐根、草木、ボサ等
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和4年4月23日から 令和6年4月22日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		更別村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	・十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西24条北4丁目1番地5 ・山口重機有限会社 南町処理場 帯広市空港南町南11線西32番1外
	その他	各種関連法規を遵守すること。